

令和5年度に実施した個別指導に
おいて保険医療機関（歯科）に
改善を求めた主な指摘事項

四 国 厚 生 支 局

令 和 6 年 9 月

目 次

I 保険診療等に関する事項

1	診療録等	1
2	医学管理料	1
3	歯周治療	2
4	処置	2
5	手術	3
6	歯冠修復及び欠損補綴	3

II 診療報酬の請求等に関する事項

1	揭示事項	3
---	------	---

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので適切に記載すること。
 - ア 口腔内装置の所定点数に含まれ別に算定できない場合においても、咬合採得を行った際には診療録に記載すること。
 - イ 診療行為の手順と異なった記載がある。
 - ウ 訂正又は追記した者及び日時が不明である。
- ② 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
 - ア 転帰について記載がない。
 - イ 傷病名について、1回目の歯周病検査を実施せずにPと診断しているものが見られたが、確定診断は客観的な検査等に基づいて行うものであることに留意すること。
 - ウ 傷病名にP、C、P u l及びP e rの略称を使用しており、病態に係る記載がない。
- ③ レセプトコンピュータ等OA機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので、適切に診療録を作成すること。
 - ア 手書きで加筆する場合に、加筆に必要な空行を設けず、印字横の空欄に記載している。

2 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 1回目の管理計画において、診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 2回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 管理に係る要点

(2) 歯科衛生実地指導料

- ① 歯科衛生実地指導料に係る情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
 - ア 指導の実施時刻（開始時刻及び終了時刻）

(3) 薬剤情報提供料

① 情報提供文書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 相互作用

3 歯周治療

(1) 診断等

- ① 歯周病に係る症状、所見、治癒の判断、治療計画等の診療録への記載が不十分であり、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。
- ② 歯周治療の実施に当たっては、「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月 日本歯科医学会）を参考に適切な治療を行うこと。
- ③ 歯周病に係る診断根拠、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等が不明確な例が認められたので、歯周病検査及び画像診断の結果等を診断及び治療に十分活用すること。

4 処置

(1) 歯周病安定期治療

- ① 管理計画書に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。
ア 歯周病安定期治療の治療方針
- ② 2回目以降の歯周病重症化予防治療において継続的な管理を行うに当たって、必要に応じて歯周病検査を行い症状が安定していることを確認すること。

(2) 口腔内装置

- ① 顎関節症に対して、口腔内装置を用いた治療を行っている場合における診断について、診療録の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて、適切に記載すること。
- ② 口腔内装置の製作方法と使用材料名について、診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。

(3) 歯内療法

- ① 算定要件を満たしていない加圧根管充填処置を算定している次の例が認められたので改めること。
ア 複数の根管を有する歯において、一部の根管で緊密な根管充填を、行っていない。

イ 根管充填後に撮影した歯科用エックス線画像が、根管充填の確認に利用できない。

5 手術

(1) 抜歯手術

- ① 歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さく又は歯根分離術等に該当していない場合に、算定できない難抜歯加算を算定している例が認められたので改めること。

(2) 歯周外科手術

- ① 歯周外科手術（歯肉剥離掻爬手術）における手術内容について、診療録への記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

6 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

- ① 補綴時診断料の診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 設計等の要点

- ② 補綴時診断料について、補綴治療を開始した後日に算定している例が見られたので改めること。

(2) 有床義歯

- ① 高齢者で根管が閉鎖して歯内療法が困難な場合等、やむを得ず残根歯に対して、歯内療法及び根面被覆が完了できなかった場合に義歯を製作した際に、その理由について、診療録に記載していない例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。
- ② 有床義歯について、補強線を鑄造バーとして誤って算定している例が認められたので改めること。
- ③ 有床義歯修理の歯科技工加算に係る診療録に記載すべき内容について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1 揭示事項

- (1) 保険医療機関の揭示事項に不備が認められたので、速やかに適切な揭示を行うこと。

- ① 次の保険外併用療養費の療養の内容及び費用に関して揭示していない事項が

認められたので、速やかに適切な掲示をすること。

ア 金属床による総義歯の提供

イ う蝕に罹患している患者の指導管理